

文書分類番号	00	09	03	002	永年	起案	平成	年	月	日	決裁	平成	年	月	日	
議長	副議長	局長	次長	長	副主幹	担当	文書取扱主任									

## 第 2 回 厚生常任委員会 会議録

開催年月日	平成 23 年 6 月 2 日 (木曜日)	開会 13 時 45 分	閉会 17 時 03 分
開催場所	第三委員会室		
出席委員	関藤、堀、清水、木下、田村、荒木	事務局	中嶋事務局長
	議長、委員外～井上		田湯次長
欠席委員	なし		村井主任主事
説明員	別紙のとおり	議件	別紙のとおり
議 事 の 概 要	1 所管からの報告事項について		
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、すべて報告済みとした。		
	○ 滝川西小学校における食中毒の疑いに関し、児童の受診状況について市立病院より説明があった。		
	(1) 地域医療研修医の受け入れ経過報告について		
	(2) 震災被災地への医療救護班の派遣について		
	○ 所管事務等に対する通告質問について (清水委員)		
	(3) がん検診 (大腸がん) 推進事業について (平成 23 年度一般会計補正予算)		
	(4) 一般会計補正予算 (母子家庭自立支援金) について		
	(5) 住民訴訟経過報告について		
	(6) 被災地を支援する市民の会 (義援金の集約状況等) について		
	○ 所管事務等に対する通告質問について (清水委員)		
	(7) 介護保険特別会計補正予算について		
	(8) 住民基本台帳法の一部を改正する法律について		
	(9) 平成 23 年度後期高齢者医療特別会計補正予算について		
	(10) 平成 23 年度滝川市一般会計補正予算について		
	(11) 北興化学公害防止対策協議会の開催について		
	(12) 滝川市環境基本計画・地域行動計画の改訂について		
(13) 「未来へつなぐ市民税 1%事業」の報告会、審査結果について			
(14) 「まちづくりセンター」のまちなか移転について			
(15) 春のクリーンデイについて			
(16) 平成 22 年度ごみ処理状況について			
(17) 滝川市一般廃棄物処理基本計画の策定について			



平成23年5月31日

滝川市議会議長 水口典一様

滝川市長 前田康吉

厚生常任委員会への説明員の出席について

平成23年5月16日付け滝議第27号で通知のありました厚生常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いいたします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いいたします。

記

滝川市長の委任を受けた者

総務部行政経営課情報化推進室主査	田上智章
総務部行政経営課情報化推進室主任主事	安田健二
市民生活部長	伊藤克之
市民生活部くらし支援課長	深瀬文彦
市民生活部くらし支援課主幹	庄野雅洋
市民生活部くらし支援課副主幹	山川弘己
市民生活部くらし支援課主査	橋本英昭
市民生活部くらし支援課主査	伊藤貴寛
市民生活部くらし支援課主査	運上琢論
市民生活部くらし支援課まちづくりセンター副所長	千葉豊
市民生活部市民課長	榎木康人
市民生活部市民課主幹	杉原慶紀
市民生活部市民課副主幹	梅津敏彦
保健福祉部長	橘弘恭
保健福祉部次長	佐々木哲
保健福祉部福祉課長	国嶋隆雄
保健福祉部福祉課副主幹	中川祐介
保健福祉部子育て応援課長	樋郡真澄
保健福祉部子育て応援課主査	菅野尚美
保健福祉部介護福祉課長	菊井弘志
保健福祉部介護福祉課主幹	渡辺多恵
保健福祉部介護福祉課副主幹	深村栄司
保健福祉部健康づくり課長	金野正博
保健福祉部健康づくり課主幹	織田恵子
市立病院事務部長	鈴木靖夫
市立病院看護部長	佐々木衿子

(総務部総務課総務グループ)

## 第2回 厚生常任委員会

H23. 6. 2 (木) 13:30  
第三委員会室

○開 会

○委員長挨拶 (委員動静)

### 1. 所管からの報告事項について

《市立病院》

- (1) 地域医療研修医の受け入れ経過報告について (口頭) 事務課
- (2) 震災被災地への医療救護班の派遣について (資料) 事務課
- 所管事務等に対する通告質問について (清水委員) ~別紙

《保健福祉部》

- (3) がん検診 (大腸がん) 推進事業について (平成23年度一般会計補正予算) (資料) 健康づくり課
- (4) 一般会計補正予算 (母子家庭自立支援金) について (資料) 子育て応援課
- (5) 住民訴訟経過報告について (資料) 福祉課
- (6) 被災地を支援する市民の会 (義援金の集約状況等) について (資料) //
- 所管事務等に対する通告質問について (清水委員) ~別紙
- (7) 介護保険特別会計補正予算について (資料) 介護福祉課

《市民生活部》

- (8) 住民基本台帳法の一部を改正する法律について (資料) 市民課
- (9) 平成23年度後期高齢者医療特別会計補正予算について (資料) //
- (10) 平成23年度滝川市一般会計補正予算について (資料) //
- (11) 北興化学公害防止対策協議会の開催について (資料) 暮らし支援課
- (12) 滝川市環境基本計画・地域行動計画の改訂について (資料) //
- (13) 「未来へつなぐ市民税1%事業」の報告会、審査結果について (資料) //
- (14) 「まちづくりセンター」のまちなか移転について (資料) //
- (15) 春のクリーンデイについて (資料) //
- (16) 平成22年度ごみ処理状況について (資料) //
- (17) 滝川市一般廃棄物処理基本計画の策定について (資料) //
- (18) 中・北空知廃棄物処理広域連合の状況について (資料) //
- (19) 石狩川流域下水道におけるし尿等の共同処理について (資料) //

### 2. 第2回定例会以降の調査事項について~別紙

### 3. その他について

### 4. 次回委員会の日程について

○閉 会

## 第 2 回 厚生常任委員会

H23. 6. 2 (木) 13 時 30 分

第三委員会室

開 会 13:45

### 委員動静報告

委員長 議長出席。全員出席。委員外～井上。プレス空知の傍聴を許可する。

#### 1 所管からの報告事項について

中嶋事務局長 最初に滝川西小学校における食中毒の疑いに関する報告がある。この件に関し、病院の先生にも出席いただいているので、子供たちの病状、診察状況についての質疑を受けるが、学校関係等については、あす総務文教常任委員会が開かれるので、そのときに質疑をしていただきたいと思います。事務局から報告させる。滝川西小学校における食中毒の疑いということで、市教委から受けた情報を報告する。本日、7時48分に校長からの連絡で当初17名の児童の父兄から、早朝から吐き気、下痢、発熱等の症状を訴え、欠席をするという連絡が相次いだ。その後、8時30分現在、70名の児童の欠席報告があった。9時30分現在では、2名ふえて72名となっている。原因等については、市立病院とも連携をしながら、保健所で調査をしている状況である。本日の対応としては、3時間目終了後、臨時休校し下校させている。給食については、原因がわかるまで中止をするという対応をとっている。あす以降の対応については、3日から5日までは臨時休校となる。以上が現在の状況である。委員長のほうからあったようにこの件については、所管が市教委となることから、あす13時30分から総務文教常任委員会を開催し、市教委から状況と対応について報告をすることになっている。次に市立病院での西小学校児童の受診状況について説明を所管から行う。小児科の平木診療部長のほうから、市立病院での児童の受診状況について説明する。

平木診療部長 きのうの夕方からけさまで時間外の診療で5名の西小学校の児童が受診している。きょう8時30分から外来が始まって、12時30分までの段階で38名の児童が受診した。学年やクラスの隔たりがなく、1年生から6年生までが受診している。重症度だが、受診した38名の中で入院した児童はいない。外来で点滴の処置をした患者が30名、それ以外の8名は点滴をせずに薬を処方した。症状は、ほとんどの児童が嘔吐を伴っている。また、8割くらいの児童が下痢、腹痛、発熱があり、微熱が半数、高熱が2割くらい、発熱のない児童が3割くらいである。いろいろな検査を外来でしたが、はっきりした原因は今のところ確定していない。便が取れた3名の中から、迅速診断法で2名にノロウイルスが検出された。

委員長 この件について、質疑はあるか。

清水 ① 医師法に基づく保健所への届け出については済んでいると思うが、どの時点で行われたのか伺う。

② 市立病院以外の病院にも受診をしていると思うが、ほかの病院からの情報等があれば伺う。

平木診療部長 ① 市教委から連絡をもらった時点で保健所に届け出るように要請した。最初に1件の便が取れて、ノロウイルスが陽性と出たのが9時30分くらいだと思うが、その段階で保健所には一報を入れた。便が3検体にふえた段階、11時30

分くらいだと思うが、この段階でも保健所に連絡をした。保健所は迅速診断法でノロウイルスが検出されたことを把握している。

② 滝川こどもクリニックの藤原医師に確認したところ、15名の西小学校の児童が胃腸炎で受診していた。

清 水

① きょうの夕方から受診が始まったということだが、何時ころから受診が始まったのか伺う。それ以前には全くそれと疑われるような受診患者はいなかったか確認する。

② これから予想される受診者、治療など見通しについて伺う。

平木診療部長

① きょうの5時までの段階では、いろいろな患者の中で、特に西小学校が多いといった認識はなかった。夜間の外来に関してもその段階では、特に西小学校の児童が多数受診したという認識はなかった。きょう市教委から連絡があって、後から見直してカルテの住所等から西小学校の児童が5名受診していたとわかった。医師サイドで食中毒だとか、一つの学校で多数の患者が出ているという認識はなかった。保健所に報告もしている。保健所のほうの報告は岩見沢のことがあったので、医師の義務として食中毒と診断したらすぐ保健所に連絡しなければならないということがある。院内の医療安全に関する医療安全推進室長も兼ねていることから、その立場から、医師にも通達している。院内の医師は食中毒という認識を得た段階ですぐに保健所に連絡をするものと思っている。

② 今後については予想できない。現段階で原因が特定されていないので、その原因によって変わってくる。保健所との連携で原因が絞られてくると今後の受診者数は把握できると思う。

委員長

他に質疑はあるか。(なし) この件については報告済みとする。(1)について説明願う。

#### (1) 地域医療研修医の受け入れ経過報告について

鈴木部長

昭和大学からの研修医の受け入れについて、平成23年9月から平成24年2月までの期間内で男性3名、女性1名、計4名の研修医が当院で1カ月の地域医療研修を行うことが決定した。具体的な日程としては、1人目が9月5日から10月2日、2人目が10月2日から10月30日、3人目が10月31日から11月27日、4人目が平成24年1月31日から2月26日までとなっている。それぞれの研修医の身分は、大学の研修医として来るので、給料等は大学で支給されるが、当院の対応としては、住宅の提供や宿日直手当支給等がある。それらに係る協定書については、現在大学と協議中である。また、旭川医科大学からの依頼があり、杏林大学からの地域医療研修を1名受け入れてくれないかという話があった。その件についても1名を受け入れるということで決定している。期間は10月31日から11月27日、受け入れ条件等については、昭和大学と同様である。

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。(なし) (1)については報告済みとする。(2)について説明願う。

#### (2) 震災被災地への医療救護班の派遣について

鈴木部長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。

清 水

長期、広範囲の被災地の状況ということだが、中長期計画については、どのような依頼状況になっているか伺う。

鈴木部長 今回の被災関係の自治体病院の対応としては、道内3大学とDMATとして阪神大震災の後に災害医療救急チームを立ち上げようということで、それなりの資格を持った認定された医療救護班を持っている病院を中心に派遣されていた。そのような関係もあり、当院には中期、長期も派遣依頼がなかった。今回、それだけでは回らなくなってきたということもあり、当院に依頼があったと考えている。当院としては、依頼があれば可能な限り、中期、長期にかかわらず対応していきたいと考えている。現在のところ1週間単位で回すという道の方針もあることから、1週間という単位の派遣が続くと予想される。また、当院が依頼されれば可能な限り派遣していきたいと考えている。

清 水 医療救護班というものを持っている病院と持っていない病院があるようだが、滝川市の場合、なぜ持っていないのか。持っている病院は何か一定の基準が必要なのか伺う。

鈴木部長 一定の基準は特にない。東京都立川市にある研修施設で1週間程度研修を受けなければならない、なかなかそういう機会もなかった。今後このようなことも踏まえて、このことについても検討していきたいと考えている。

委員 長 他に質疑はあるか。

荒 木 野口医師は何科の医師か伺う。

鈴木部長 内科の医師である。

委員 長 他に質疑はあるか。(なし)(2)については報告済みとする。清水委員から提出のあった通告質問について説明願う。

○ 所管事務等に対する通告質問について(清水委員)  
(別紙質問通告書に基づき質問する。)

清 水 答弁願う。

委員 長

佐々木看護部長

**2. 新市立病院開院について**

**(1) 市立病院入院患者用の食事時の湯茶廃止について**

① 新病院の開院に当たり、入院患者に対する配茶をどうするかということについて、病棟部会をつくり検討した。その中の意見として、入院患者の年代はさまざまであり、すべてがお茶を希望しているわけではないということ。患者の中にはお茶よりも水を望んでいる方が多いということ。高齢者の患者には熱いお茶が飲めないということで、熱いお茶に氷を入れて差し上げている現状があった。薬を飲む場合には水が最も適しており、新病院になったことで、デイルームが各階に設置され、そこで給湯の利用ができるようになった。新病院では床頭台に冷蔵庫を設置して、飲料水が保管できるようになった。周辺病院の状況等も把握したが、砂川市立病院、深川市立病院も配茶を行っていないということから、安全面、感染、近隣病院の状況等を総合的に判断して配茶は中止ということにした。当院での看護の提供体制は継続受持ち制をとっており、入院時全患者に日常生活における援助の中で、例えば洗髪などの要望をできる限り聞いて、計画の中に組み入れる共同看護計画を立案している。看護師が一方的に計画を立てるのではなく、患者と一緒に計画を立てるというものである。その際に水やお茶、お湯に関する希望があれば聞かせていただいて、一緒にケアの中に組み込んでいきたいと考えている。お茶を飲む、飲まないにかかわらず入院患者全員にお茶を配るというシステムから患者一人一人、個別的に援助を提供させていただきたいと考えている。

鈴木部長 ② 経費節減を目的に配茶を中止したわけではない。そのために経費の節減額

を算出してはいない。実際に配茶を行ったときの経費としては、茶葉が年間30万円、給茶器があるが老朽化しており、新しく買いかえる必要があり、もし買いかえる場合、1台約8万円で7台買って56万円となり、これが大きな経費だと考えている。

佐々木看護部長

## (2) 新病院に移行しての課題について

① 入院患者の53.7%が70歳以上の高齢者で、10年前と比較をするとその割合は2倍となっている。食事介助や日常生活援助を要する方が非常にふえていることは事実である。そういう意味で看護師や看護助手の仕事がふえている。今後も7対1看護の取得に向けて、看護師確保、適正な業務量を努力していきたいと考えている。

委員長  
清水

答弁が終わった。質疑はあるか。

① 給茶の廃止について、個人の状況に合わせた給茶の希望があれば、ケアの中に組み込むというのは適切だと思う。一方患者がそれを言いにくい場合もあると思う。例えば重傷で運ばれて、口もきけないときに喉が渴いているということも十分あり得るので、そのあたりの配慮が必要だと思うが、今後の見直しについて伺う。

② 経費について、看護助手のこの分の仕事が減ったので、人件費で積算できるのではないかと思う。それを積算していないのか伺う。デイルームに急須を持って行かないとお茶も飲めないというのはどうかと思う。完全看護の中でお茶を飲みたい場合は急須を持ってこいということによいのか伺う。

佐々木看護部長

① 重症の方については、入院された当日、本人が口がきけない場合は家族と話をする。それから1週間たったときに評価をする。今のケアで十分満足されているか、本人、家族から話を聞いて追加するプラン、修正するプランを立てて、またケアをしていくことになる。

② お茶が飲みたいという要望がなくても、1週間後から飲みたいということになった場合には、方法も相談させていただくことになる。

鈴木部長

② 配茶に要した時間としては、1病棟当たり15分から20分くらいで助手が配っていたと思う。実際にはいろいろな面で仕事量がふえていることもあり、そういった時間は患者のケアに充てている。廃止をして看護助手を減らしたということはない。

清水

お茶が飲みたいという方については、相談して患者の要望にこたえられるような形で行うと答弁されたので、何かの機会に周知いただきたいと要望する。

委員長

清水委員からの市立病院に対する通告質問については以上で終結する。所管入れかえのため若干休憩する。

休 憩 14:20

再 開 14:21

委員長

休憩前に引き続き会議を再開する。(3)について説明願う。

金野課長

**(3) がん検診(大腸がん)推進事業について(平成23年度一般会計補正予算)**  
(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。(なし)(3)については報告済みとする。(4)について説明願う。

**(4) 一般会計補正予算(母子家庭自立支援金)について**

樋郡主幹

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。

木 下 母子家庭自立支援の対象人数について伺う。

樋郡主幹 母子家庭で手当を受けている方が 500 人程度いる。

委員 長 他に質疑はあるか。

清 水 かなり高度な資格を取れば高収入も得られるが、2 分の 1 の補助制度となっている。これを含めた母子家庭の方の受けとめはどのような状況か伺う。

樋郡主幹 高度な学習になってくるので、窓口で母子相談を受ける場合にはそれぞれの方に説明をして、昨年 2 人で今回 2 人ふえて 4 人が挑戦しようということになった。

委員 長 他に質疑はあるか。(なし) (4) については報告済みとする。(5) について説明願う。

(5) 住民訴訟経過報告について

国嶋課長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員 長 説明が終わった。質疑はあるか。

清 水 このことについて、新市長はよく検討する必要があると思う。訴状の内容は札幌への通院そのものが必要なかったのではないかとか、高規格ストレッチャー対応型タクシーそのものが不要だったのではないかとか、あるいは異常に高額だったのではないかとということ。片倉ひとみについてはすべてが必要なかったのではないかとことに対して、これまでの被告の準備書面の中身を聞いている中では違法性はなく、不当性もないということですべてを認めないということを前田市長が裁判で答えるということになるのだが、十分検討されて 7 月 12 日に臨まれようとしているのか。市長が今回の最大の公約に 2 億 4,000 万円の問題をあげたが、あれが合法、妥当だということは公約と全く相反するということになると思う。前田市長が公約と矛盾しないという考えのもとで所管は動いているのか伺う。

国嶋課長 本件の住民訴訟についての争点は、清水委員の質疑の点については、原告側の主張である。被告である滝川市の立場としては、住民訴訟で問われているのは、財務会計上の違法もしくは故意または重大な過失があるかが争われていると判断している。その点については、従来の裁判方針は変更ないと担当では確認させていただいている。

清 水 監査請求の判断は、あくまでも監査委員の判断である。当時の滝川市長の判断と全く別となる。監査委員に対して不服としたものに、前市長は違法性はないということで全く監査委員と同じような主張はしていない。監査委員と違った論拠をつくって反論している。監査結果と被告の主張がイコールのような答弁をされたが、それは事実と違うのではないかと思うがいかがか。

国嶋課長 監査報告と相違ではなく、清水委員が言われた主張は原告側の準備書面である主張として述べられている。話した点については、訴訟代理人である顧問弁護士が用意した被告側の準備書面に記載している内容である。

清 水 会派以外の市政執行方針に対する質問の日が 6 月 27 日だと思うが、その前に準備書面ができると思う。どう考えても前田市長の公約と被告としての主張との整合性がないと思うので、前田市長と確認した上で次の口頭弁論に臨まれることを要望したいと思うがいかがか。

国嶋課長 要望として承る。

委員 長 他に質疑はあるか。(なし) (5) については報告済みとする。(6) について説明願う。

国嶋課長  
委員長

(6) 被災地を支援する市民の会（義援金の集約状況等）について  
（別紙資料に基づき説明する。）

説明が終わった。質疑はあるか。（なし）(6)については報告済みとする。清水委員から提出のあった通告質問について説明願う。

清水  
委員長  
橘部長

○ 所管事務等に対する通告質問について（清水委員）  
（別紙通告質問書に基づき質問する。）

答弁願う。

1. 福祉課職員の人事と例規について

(1) 福祉課職員の人事と例規について

① 平成16年第3回定例会において主幹の採用に至る経過、その理由等については当時の市長から答弁させていただいている。業務としては新生園、更生園のクリーニング授産事業、アイガモ飼育、花卉栽培といった更生事業の拡充や知的障がい者、身体障がい者の雇用については、かなりの実績を残しているということで、市としても評価している。当該施設以外の障がい者や障がい関連団体に関して、表立った関与はしていない。全市的な障害福祉の推進ということから、一職員ではなく、保健福祉部、行政全体として、かかわらなければならないと考えている。当時市長は、障がい者の自立プラン、職場づくり、職種の拡大等将来的には経営参画していただく旨の発言があった。社会福祉事業団として、自社の施設や職場を拡充することが最優先だと思う。障がい者の自立プランの第1段階では、2万羽のアイガモ生産や販売できる体制づくり、さらには職員の働きやすい環境、また、通所利用者の訓練しやすい職場環境づくりということが最も重要だと考える。主幹の尽力でここまで軌道に乗ったということである。さらにアイガモだけではなく、職種の拡大ということも今後課題だが、次への新しいステップとして、強い期待を持った当時の市長の発言である。

② 主幹の席だが、当時は市役所福祉課にあった。社会福祉事業団の本部にも主幹席はあった。主幹は社会福祉事業団での現場業務に従事する関係で、福祉課における事務処理上の決裁を求めたことはない。年に数回福祉課での打ち合わせを行ったという話を聞いている。

③ 平成16年8月1日付で福祉課主幹を発令されたが、市職員の社会福祉事業団の業務に従事する協定を締結している。ここで業務従事命令をしている。なお、社会福祉事業団での発令については、主幹という立場と社会福祉事業団の改革検討委員会の主幹を同時に発令されていた。改革検討委員会とは、将来的に自主自立をするための委員会ということで、組織改革、経営の改善、人事制度の改革、サービスレベルの向上という大きな4つの検討を行うための検討委員会である。この委員会の主幹という立場で尽力いただいた。協定書に基づく業務従事というのは、平成16年8月1日から平成18年12月31日までの2年5カ月である。その後公益法人等への滝川市職員の派遣等に関する条例に基づき、派遣命令は平成19年1月1日から平成20年3月31日までの1年3カ月の辞令だった。

委員長  
清水

答弁が終わった。質疑はあるか。

① 業務従事の契約をされていたということだが、例えば市の用務の場合は、出張旅費などの処理について当然市の書類を作成して行われているはずだが、そういうことはきちんと行われたのか伺う。

② 4年間一度も市の自席についていないということだが、市職員として行ったことは、社会福祉事業団のことだけだったとも言える。もともと社会福祉事業団にいた人を滝川市で抱えて、3年8カ月にわたって、その人件費を滝川市が持ったということになると思う。滝川市のために何か貢献したことはないと思うがいかがか。

③ 市職員であれば、当時の市長が障害者自立支援プランなど行おうとしているときに報告書の一つでもつくるはずである。そういうものが一切残っていないのか伺う。

橘部長

① 市の業務であれば、出張復命などの処理があるが、当時主幹でありながら、業務従事ということから、市職員としての身分を保ちながら、業務に専念するというので、市が命令したような出張はなかった。出張を含めてそういった記録は残っていない。

② 滝川市と社会福祉事業団は車の両輪の関係である。現在は350人という職員を抱えているが、社会福祉事業を支える重大なセクションであるということから、社会福祉事業団の基盤づくりに専念し、知的障がい者の更生事業、身体障がい者の授産事業についても大いに貢献していると考えている。

③ 障害者プランについては報告書などはなかった。現在、社会福祉事業団でつくったプランはあるが、当時はなかった。

清水

主幹の退職後に滝川市信頼回復プランができています。そこでは組織の中で職員一人一人の能力がきちんと生かされるということがうたわれている。このような3年8カ月という雇用を考えたときに自席にいないような状態を貢献したからよいと考えるのかどうか伺う。

橘部長

市役所自体の仕事は行ってはいないが、あくまでも社会福祉事業団とのパイプ役として貢献したと考えている。自立プラン、職場づくりということがあり、2万羽のアイガモと販売の体制づくり、三國シェフとのコラボレーションなど主幹の功績を評価してもよいと考えている。

清水

この方が社会福祉事業団で参事という職についている。職員のトップである。運営委員会に参加するただ1人の職員である。3年8カ月の問題は保健福祉部長や課長が主幹に対して指示をし、報告を聞くというごく当たり前なことを行わず、全く異例な人事だったと思う。なぜこのような異例なことが行われたかという点、不当な要求があった可能性を否定し切れない。不当要求をしていた可能性のある方が市の福祉関係の大半を指定管理している団体の職員のトップにいるということはどうかと思う。異常な人事に不当な圧力がなかったのか検証すべきと思うが考えを伺う。

橘部長

本会議で当時の市長が主幹の採用についての経緯や理由を話したが、不当要求的な人事ではなく、あくまでもその方の経験が最優先されたという見方である。

清水

検証すべきという考えからすると、囑託であるにもかかわらず職員のトップで、事実上理事会に大きな影響を与えているという中で、これから滝川市と社会福祉事業団の関係を考えていく場合に適切な注意を払っていただきたいと考える。

委員長

清水委員からの保健福祉部に対する通告質問については以上で終結する。(7)について説明願う。

#### (7) 介護保険特別会計補正予算について

菊井課長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。(なし) (7)につ

いては報告済みとする。所管入れかえのため若干休憩する。

休 憩 15 : 18

再 開 15 : 33

委員 長 休憩前に引き続き会議を再開する。(8)について説明願う。

**(8) 住民基本台帳法の一部を改正する法律について**

杉原主幹 (別紙資料に基づき説明する。)

委員 長 説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。(なし) 私から質疑させていただく。在留資格の変更と在留資格の延長というのは、今までは札幌の入管のほうに書類をそろえて行くということだったと思うが、今後はどうなるのか伺う。

杉原主幹 その手続については今までどおりである。それとは別に市町村のほうにも外国人登録証を持って在留資格の変更の手続を行っていたが、市町村の手続についてはなくなるということである。

委員 長 他に質疑はあるか。(なし) (8)については報告済みとする。(9)について説明願う。

**(9) 平成 23 年度後期高齢者医療特別会計補正予算について**

榎木課長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員 長 説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。(なし) (9)については報告済みとする。(10)について説明願う。

**(10) 平成 23 年度滝川市一般会計補正予算について**

榎木課長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員 長 説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。(なし) (10)については報告済みとする。所管入れかえのため若干休憩する。

休 憩 15 : 45

再 開 15 : 46

委員 長 休憩前に引き続き会議を再開する。(11)について説明願う。

**(11) 北興化学公害防止対策協議会の開催について**

山川副主幹 (別紙資料に基づき説明する。)

委員 長 説明が終わった。質疑はあるか。(なし) (11)については報告済みとする。(12)について説明願う。

**(12) 滝川市環境基本計画・地域行動計画の改訂について**

橋本主査 (別紙資料に基づき説明する。)

委員 長 説明が終わった。質疑はあるか。(なし) (12)については報告済みとする。(13)について説明願う。

**(13) 「未来へつなぐ市民税 1%事業」の報告会、審査結果について**

千葉副所長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員 長 説明が終わった。質疑はあるか。(なし) (13)については報告済みとする。(14)について説明願う。

**(14) 「まちづくりセンター」のまちなか移転について**

千葉副所長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員 長 説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。

木 下 店舗にはどのような方が入るのか伺う。

千葉副所長 現況の用途ということであって、かつてスポーツ店が入店しており、そういうことで不動産としても店舗と駐車場ということになっている。1階部分が店舗

部分だが、これをすべてまちづくりセンターの活動スペースということで予定している。

委員長  
清水

他に質疑はあるか。

- ① 計算すると坪単価6万円程度だが、簿価なのか確認する。
- ② まちづくりセンターに行かないと第一パーキングが使えないということで補助金の制約上仕方がないということだが、この問題について依然として変わらないのか伺う。

千葉副所長

① 土地の金額は簿価ではなく契約金額ということで、不動産鑑定を入れており、その評価に基づいた金額ということになっている。

② まちなか移転ということでは、中活計画の中にも盛り込んでいるが、市役所の中では開館時間の制約もあり、まちなかに出ることによって市民の方により使ってもらえると考えている。

清水

① 振興公社の簿価は幾らで、赤字としてどれくらい残るのか伺う。

② まちづくりセンターに用事のない人は第一パーキングに車をとめられないということは、補助金の目的上転用できないという旧態依然とした話である。まちづくりセンターを多くの人に利用してもらいたいと考えるのであれば、補助制度の枠を超えて商店街としてきちんと使えるようにすべきと思うがいかがか。

千葉副所長

① 簿価については資料がないので答弁できないが、この金額よりはるかに高いと思う。

② まちづくりセンターの専用駐車場という位置づけになっているが、いろいろな形でまちづくりセンターを利用される方もいるので、まちづくりセンターを利用しながらその後は別の用事を済ますこともあれば、別の用事の後にまちづくりセンターに寄られる方もいると思う。そういう部分で利用に幅が出るのではないかと思われる。

清水

まちづくりセンター利用者の駐車場と掲示をすれば、一般市民は使わない。はっきりと制約をなくすということが大事である。国や道に対して、中心市街地なので相乗効果を出すために使えるように制度を変えてほしいと要望すべきと思う。そのことについて伺う。

千葉副所長

補助の性格上、あくまでもまちづくりセンター専用の駐車場となる。そういう表示も掲げなければならない。それ以外の自由な使い方をするというのであれば、補助から外れて、違う制度になるので、補助率が落ちてしまう。補助額の高い部分での制度を利用している。商店街の駐車場については、ここがなければ足りなくなるという状態ではないので、ほかの部分で十分補えると考えている。

清水

実際第一パーキングに駐車しないとあのあたりの店では買い物できない。商店街にとってはますますとめるところがなくなると思う。ほかの駐車場はあるのか伺う。

伊藤部長

交付金の申請段階で道や経産局へ行って、できれば弾力ある使い方が望ましいという話をした。そういう使い方でもよいが、補助が低くなるということだった。運用としてどうするかを考えたときに、がんじがらめの方法ではなく、まちづくりセンターをオープンさせるということは、商店街との連携も大きな柱の一つとなるので、そういう意味では弾力を持った利用が可能となるように十分検討していきたいと考えている。

- 千葉副所長 太郎吉蔵に市のほうで用意している無料駐車場がある。第一パーキングだが、有料でフリーで駐車はできず、月決め駐車場となっている。常時とめているということもないので、そういうことも考慮してまちづくりセンター専用駐車場ということで考えている。
- 委員長 他に質疑はあるか。(なし) (14)については報告済みとする。(15)について説明願う。
- 運上主査 委員 長 清水 (15) 春のクリーンデイについて  
(別紙資料に基づき説明する。)  
説明が終わった。質疑はあるか。
- 庄野主幹 ① 以前は滝川公園も行っていたと思うがどうなったのか伺う。  
② 秋のクリーンデイは参加人数が少ないが、そのあり方について考えがあれば伺う。
- 清水 ① 滝川公園については土木課が所管となる。過去にはボランティアで清掃を行っていたこともある。今は滝川公園を清掃する団体の方はいない。  
② 秋は枯葉が出てくる。道路関係は土木課で回収し、一部は堆肥にしている。そういう意味では土木課が所管する部分が多い。団体数が少ないということがあるが、春のクリーンデイは冬場のごみが多く目立つので、多くの参加者にきれいにしていただいている。秋のクリーンデイは夏場を通して冬に向けてということなので、それほど目立たないという部分があるのではないかと思う。いろいろな形で呼びかけをして、冬に向けての清掃活動を協力いただくように取り組んでいきたいと考えている。
- 庄野主幹 春と秋の2回以外に行っている町内会、団体について伺う。そういう部分も報告に反映させたほうがよいと思うがいかがか。
- 委員長 資料には、クリーンデイの期間に参加いただいた団体を記載しているが、これ以外にも秋に枯葉等が出てくるので随時ボランティア袋の交付を町内会にしている。これらの数字については把握していない。今後は、袋の交付、ごみの収集を通じて数字を把握していきたいと考えている。
- 運上主査 委員 長 清水 他に質疑はあるか。(なし) (15)については報告済みとする。(16)について説明願う。
- 庄野主幹 (16) 平成22年度ごみ処理状況について  
(別紙資料に基づき説明する。)  
説明が終わった。質疑はあるか。(なし) (16)については報告済みとする。(17)について説明願う。
- 委員 長 清水 (17) 滝川市一般廃棄物処理基本計画の策定について  
(別紙資料に基づき説明する。)  
説明が終わった。質疑はあるか。
- 清水 ① P12、可燃系ごみでその他紙製容器包装、白色トレイ、上記以外のプラスチック製容器包装というものが、今回の基本計画ではこのままだが、社会情勢等の要請で変わる可能性があるという説明だったと思う。15年計画ということで手ぬる過ぎるのではないかと思う。今後リサイクルをしていくというのは、市民としては驚きだと思う。15年後も燃やしてCO<sub>2</sub>にするのかどうか伺う。  
② 生ごみの問題で電力としてどのくらいになって、ガス化して燃やしても発電するほうがコストが高いので、そのまま燃やすということがあるのでそのあたりのことも資料に記載する必要があると思うがいかがか。

- ③ 人口の割に排出量の減り方が少ない。そのあたりの基本的な考え方について伺う。
- 庄野主幹 ① 容器包装の関係だが、紙の部分、プラスチックの部分もあるが、今まではこのような記載がない。今回の計画であえて載せたということである。紙であれば、資源化の道がなんとか開けそうだが、プラスチックは、残念ながら中空知衛生施設組合の中ではプラスチックの処理機能を持っていないので、この辺をどう対処していくのが課題だと考える。プラスチック製容器包装の最終的な処理方法で燃料化されている部分もあり、燃料化されるのであれば、最初から燃やしたほうがいいのではないかとということもある。その辺も十分勉強しながら、審議会の中でもこのような課題を審議いただければと思っている。
- ② 中空知衛生施設組合の中での処理として進めているので、必要な時期に数字については示していきたい。
- ③ ごみの量をどのように計算していくのかは課題である。1人当たりのごみの排出量を基本にしながら計算していくとこのような数字になる。ここにどのような政策的な取り組みを加えて減少させていくかということになると思う。世帯数は逆にふえているので、基礎の世帯がふえていくとごみの量がふえていくようにも感じられる。この辺も含めていろいろな方の意見を聞きながら減量化に対する取り組みを知恵を借りて進めていきたいと考えている。
- 清 水 このような計画を出せば、滝川市はごみを減らしたくないのではないかと受け取られる。基本となるごみを減らすということがこの計画では見えてこない。このような計画を公表するのは反対である。このことについて考えを伺う。
- 庄野主幹 決してごみを減らさないということではなく、いかにして抑制をしていくかということについては、3Rプラスリフューズ、事業系のごみの削減、資源化も取り組むことをうたっている。目標となる数値をどこまで下げていけるのか、この辺も審議会の意見をいただいて、5年ごとの見直しということもあるので、そういう時期にはきちんと取り組んでいきたいと考えている。
- 委員長 他に質疑はあるか。(なし) (17)については報告済みとする。(18)について説明願う。
- 庄野主幹 (18) 中・北空知廃棄物処理広域連合の状況について  
(別紙資料に基づき説明する。)
- 委員長 説明が終わった。質疑はあるか。(なし) (18)については報告済みとする。(19)について説明願う。
- 庄野主幹 (19) 石狩川流域下水道におけるし尿等の共同処理について  
(別紙資料に基づき説明する。)
- 委員長 説明が終わった。質疑はあるか。(なし) (19)については報告済みとする。
- 委員長 **2 第2回定例会以降の調査事項について**  
第1回厚生常任委員会で清水委員から災害対策について調査事項に追加してはどうかということがあったが、総務文教常任委員会で防災対策についてという調査項目があり、同様な調査事項を行う場合には、条例改正が必要であり、同じ調査事項は2つの常任委員会にまたがって行うことができないということがあるので、これについては総務文教常任委員会において行うこととして、必要に応じて合同委員会を設置することも可能であり、特別委員会を設置することも可能ということから、追加はせずに別紙のとおり調査項目で調査をすることによってよいか。

- 清 水 今回の常任委員会で市立病院、福祉課から東日本大震災について所管の対応のほかにも全体の説明もあった。このような形であれば調査事項に追加せずともよいと考える。
- 中嶋事務局長 今回は担当所管ということの報告で若干全体的な報告も参考までに行ったということである。防災危機対策室が一括窓口になっていて、そこからの指示のもと各所管に担当割りされている。2つの常任委員会に報告するというではない。
- 委員長 ほかに何かあるか。(なし) 別紙のと通りの調査項目で調査することでよいか。(よし) 第2回定例会以降の調査事項は別紙のとおりとする。
- 委員長 3 その他について  
委員から何かあるか。
- 清 水 市立病院が新しくなったということで、今後いろいろな変化があると思う。そういう点について所管からの報告をお願いしたい。また、社会福祉事業団の問題についても随時報告をしていただきたい。
- 委員長 この件については所管に報告を求めていくこととする。  
ほかに委員から何かあるか。(なし)
- 委員長 4 次回委員会の日程について  
次回委員会は、正副委員長に一任いただくことでよいか。(よし) 以上をもって第2回厚生常任委員会を閉会する。

閉 会 17:03